

議案第 8 3 号

公告式条例の一部改正について

公告式条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

条例、規則等を町のホームページ上で公布を行うことができるようにするため、本条例に所要の改正を行うものです。

岬町条例第 号

公告式条例の一部を改正する条例（案）

公告式条例（昭和30年岬町条例第2号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

岬町公告式条例

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例の公布は、町ホームページの掲示場に掲示して行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、町役場前の掲示場に掲示して行うことができる。
- 第3条を次のように改める。

（規則の公布）

第3条 町長が定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規則に準用する。

第4条第1項中「記入して、町長印を押さなければならない。」を「記入しなければならない。」に改める。

第5条第1項中「第2条」を「第3条」に、「町長」を「町長名」に、「当該機関を代表する者」を「当該機関を代表する者の名」に改め、同条第2項中「第4条」を「前条」に、「当該機関名」、「町長印」とあるのは「当該機関印」を「当該機関又は当該機関を代表する者の名」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。
（財政事情の作成及び公表に関する条例の一部改正）
- 2 財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和30年岬町条例第36号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「この町の公告式条例」を「岬町公告式条例」に改める。
（岬町税条例の一部改正）
- 3 岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号）の一部を次のように改正する。
第18条中「公告式条例」を「岬町公告式条例」に改める。
（岬町介護保険条例の一部改正）
- 4 岬町介護保険条例（平成12年岬町条例第5号）の一部を次のように改正する。
第23条中「公告式条例」を「岬町公告式条例」に改める。
（岬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）
- 5 岬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岬町条例第33号）の一部を次のように改正する。
第7条第2号中「公告式条例」を「岬町公告式条例」に、「掲示板」を「掲示場」に改める。

○公告式条例（昭和30年岬町条例第2号）

新	旧
<p><u>岬町公告式条例</u></p> <p>第1条 (略) (条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、町ホームページの掲示場に掲示して行うものとする。<u>ただし、これにより難い場合は、町役場前の掲示場に掲示して行うことができる。</u></p> <p><u>(規則の公布)</u></p> <p>第3条 町長が定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、<u>前項の規則に準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 第3条の規定は、町の機関の定める規則で公表を要するもの に準用する。この場合において同条第1項中「町長」とあるのは、「<u>当該機関又は当該機関を代表する者の名</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前条の規定は、町の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において同条第1項中「町長名」とあるのは、「<u>当該機関又は当該機関を代表する者の名</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p><u>公告式条例</u></p> <p>第1条 (略) (条例の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例の公布は、<u>町役場前の掲示場に掲示して行う。</u></p> <p><u>(規則に関する準用)</u></p> <p>第3条 前条の規定は、<u>規則に準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、<u>公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入して、町長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 第2条の規定は、町の機関の定める規則で公表を要するもの に準用する。この場合において同条第1項中「町長」とあるのは、「<u>当該機関又は当該機関を代表する者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 第4条の規定は、町の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。この場合において同条第1項中「町長名」とあるのは、「<u>当該機関名</u>」、「<u>町長印</u>」とあるのは「<u>当該機関印</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>

○財政事情の作成及び公表に関する条例（昭和30年岬町条例第36号）（附則第2項関係）

新	旧
<p>第1条～第3条（略） （公表の方法及び報告）</p> <p>第4条 財政事情の公表は、<u>岬町公告式条例</u>（昭和30年岬町条例第2号）の定める方法により行おうと共に、その写は、大阪府知事宛1通送付するものとする。</p> <p>2（略） 以下（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （公表の方法及び報告）</p> <p>第4条 財政事情の公表は、<u>この町の公告式条例</u>（昭和30年岬町条例第2号）の定める方法により行おうと共に、その写は、大阪府知事宛1通送付するものとする。</p> <p>2（略） 以下（略）</p>

○岬町税条例（昭和51年岬町条例第19号）（附則第3項関係）

新	旧
<p>第1条～第17条（略） （公示送達）</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>岬町公告式条例</u>（昭和30年岬町条例第2号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第17条（略） （公示送達）</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公告式条例</u>（昭和30年岬町条例第2号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>以下（略）</p>

○岬町介護保険条例（平成12年岬町条例第5号）（附則第4項関係）

新	旧
<p>第1条～第22条（略） （公示送達）</p> <p>第23条 法第143条の規定に基づく地方税法第20条の2の規定による公示送達は、<u>岬町公告式条例</u>（昭和30年岬町条例第2号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>以下（略）</p>	<p>第1条～第22条（略） （公示送達）</p> <p>第23条 法第143条の規定に基づく地方税法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公告式条例</u>（昭和30年岬町条例第2号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>以下（略）</p>

○岬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岬町条例第33号）（附則第5項関係）

新	旧
<p>第1条～第6条（略） （公表の方法） 第7条（略） （1）（略） （2）岬町公告式条例（昭和30年岬町条例第2号）に規定する<u>掲示場</u>に掲示する方法 （3）（略） 以下（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （公表の方法） 第7条（略） （1）（略） （2）<u>公告式条例</u>（昭和30年岬町条例第2号）に規定する<u>掲示板</u>に掲示する方法 （3）（略） 以下（略）</p>

公告式条例の一部改正について

1 改正の趣旨

公告式条例は、地方自治法第16条第4項に定める条例の公布等に関して必要な事項を定めています。

公告式条例では、条例等の公布は役場前の掲示場に掲示することを定めておりますが、公布を確認するためには役場まで見に来る必要があります。

住民の皆さまの利便性を高めるため、条例等の公布を町ホームページ上に設ける掲示場に掲載することで公布を行うように条例の改正を行うものです。

なお、インターネットの利用ができない方のために、公布内容と同じものを情報公開コーナーで公開することとします。

また、電子手続きに伴う押印の見直しを踏まえ、規則等の公布の際の押印規定を削除するものです。

2 主な改正内容

(1) 標題

他の条例と同様に岬町の条例であることを明らかにするため、標題に岬町を追加するします。

(2) 第2条(条例の公布)

条例の公布は、町ホームページの掲示場に掲載して行うものとし、これにより難しい場合は、町役場の掲示場に掲示して行うことができることとします。

(3) 第3条(規則の公布)

規則の公布は、町長印の押印を廃止し、公布の方法は、条例に準ずるものとしします。

(4) 第4条(規程の公表)

規程の公表は、町長印の押印を廃止し、公表の方法は、規則に準ずるものとしします。

(5) 第5条(その他の規則及び規程の公表)

条例語句の整理を行うものです。

(6) 関係条例の一部改正

公告式条例を引用する関係条例の表現を修正するものです。

附則

公布文書は、暦年で番号を付することから令和7年1月1日から施行することを規定しています。